

令和6年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（2月14日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	10
管理者提出議案の上程及び説明	22
議案第1号の説明、質疑、討論、採決	23
議案第2号の説明、質疑、討論、採決	25
議案第3号の説明、質疑、討論、採決	26
議案第4号の質疑、討論、採決	32
閉会中の継続審査の件	40
管理者挨拶	40
閉 会	41

埼玉中部環境保全組合告示第7号

令和6年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月7日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和6年2月14日（水）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 2) 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 3) 議案第3号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第4号）
- 4) 議案第4号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

2 番	芝 寄 和 好	議 員	3 番	川 崎 葉 子	議 員
5 番	竹 田 悦 子	議 員	6 番	金 子 雄 一	議 員
7 番	桜 井 卓	議 員	8 番	保 角 美 代	議 員
9 番	岡 村 有 正	議 員	1 0 番	湯 沢 美 恵	議 員
1 1 番	秋 山 真 美	議 員	1 2 番	尾 崎 豊	議 員
1 3 番	宮 崎 雄 一	議 員	1 4 番	杉 田 し の ぶ	議 員

○ 不 応 招 議 員 (1 名)

1 番 小 泉 晋 史 議 員

令和6年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和6年2月14日（水曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 第11 議案第4号の質疑、討論、採決
- 第12 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（12名）

2番	芝 寄 和 好	議員	3番	川 崎 葉 子	議員
5番	竹 田 悦 子	議員	6番	金 子 雄 一	議員
7番	桜 井 卓	議員	8番	保 角 美 代	議員
9番	岡 村 有 正	議員	10番	湯 沢 美 恵	議員
11番	秋 山 真 美	議員	12番	尾 崎 豊	議員
13番	宮 崎 雄 一	議員	14番	杉 田 し の ぶ	議員

○欠席議員（1名）

1番 小 泉 晋 史 議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	宮 崎 善 雄 君
副 管 理 者	並 木 正 年 君
副 管 理 者	三 宮 幸 雄 君
会 計 管 理 者	小 川 輝 由 君
事 務 局 長 兼 施 設 課 長	藤 倉 聡 君
総 務 課 長	大 澤 修 一 君
建 設 推 進 課 長	田 村 邦 博 君

○職務のため出席した事務局職員

書 記 内 野 景 介

◎開会の宣告

(午前 9時05分)

○金子雄一議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和6年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

なお、本日、小泉議員から所用のため本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、これを了承し、皆様にご報告いたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○金子雄一議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○金子雄一議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますとおりでございます。ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○金子雄一議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、9番、岡村有正議員、10番、湯沢美恵議員、11番、秋山真美議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○金子雄一議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る2月7日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

芝寄議会運営委員長。

○芝寄和好議会運営委員長 皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る2月7日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告につきましては、議会行政視察報告及び管理者諸報告であります。

日程第6、一般質問。通告者は2名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第7、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第10、議案第3号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第4号）。

日程第11、議案第4号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算。

日程第12、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第7、管理者提出議案の上程及び説明の後、休憩を取りまして、日程第11、議案第4号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算の細部説明については、全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

議事日程は以上であります。

次に、当組合の表彰規定に基づく表彰式の挙行について協議がなされ、議会定例会の開会前に挙行することに決定いたしました。

次に、本日は正午を過ぎても会議を継続し、昼食の用意はしないことに決定いたしました。

以上が2月7日に行われました議会運営委員会の報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

○金子雄一議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○金子雄一議長 日程第4、会期の決定につきましては、芝寄議会運営委員長の報告のとおり、2月14日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○金子雄一議長 日程第5、諸報告を行います。

初めに、昨年10月30日、31日に令和5年度議会行政視察研修を実施しておりますので、保角副議長からその報告を申し上げます。

○保角美代副議長 議長の命により、令和5年度議会行政視察研修の概要につきまして報告させていただきます。

議会行政視察研修の報告書の2ページをお願いします。現在、本組合では新たなごみ処理施設の建設に向けて事業を進めていますが、先進施設を視察して見識を深めることを目的として、令和5年度の議会行政視察研修を10月30日、31日の日程で、2か所のごみ焼却施設を視察いたしました。視察先は、30日に大阪府寝屋川市の寝屋川市クリーンセンター、31日に京都府宇治市にある城南衛生管理組合のクリーンパーク折居であります。参加者は、金子議長をはじめ組合議会議員全員であり、執行部より宮崎管理者、並木副管理者、三宮副管理者のご参加をいただき、事務局より2名が随行しております。

初めに、30日に視察いたしました寝屋川市クリーンセンターの概要について申し上げます。寝屋川市クリーンセンターでは、副市長をはじめ環境部長、環境事業課の職員の皆様にご対応いただきました。最初に寝屋川市の田中副市長からご挨拶をいただき、岡林環境部次長の進行により新炉建設工事の記録ビデオを視聴した後、事前に提出いたしました事前質問に対する内容について、環境事業課の担当者より説明があり、工場内の施設を見学させていただきました。

寝屋川市は大阪府の東北部に位置し、人口約23万人、面積は約25平方キロメートルの市であります。この施設は、昭和55年9月に竣工したごみ焼却施設の老朽化により処理能力及び機器機能の低下が避けられない状況となったことから、同一敷地内に建て替えを行ったもので、平成24年3月に策定されたごみ処理施設建設基本計画に基づき平成27年7月に工事に着手し、平成30年3月に完成いたしました。敷地が狭小であり、旧施設を稼働しながらの施工でありましたが、計画どおり竣工して6年目を迎えています。旧施設は、処理能力が180トンの炉が2炉の合計360トンでしたが、新施設については、100トンの炉が2炉の合計200トンで、規模が小さくなっています。処理方式はどちらもストーカ方式で、処理方式は変更ありません。旧施設の解体費用については約8億9,000万円です。平成30年2月まで稼働した後、令和元年12月から令和4年3月にかけて解体しています。

なお、跡地をストックヤードとして整備したことにより国の交付金を受けています。

新施設の建設費及び維持管理運営に要する経費は、焼却施設のための建設費用が約122億円で、約40億円の交付金を受けています。維持管理運営費は、新焼却施設のための運転管理委託料が令和4年度の決算で年間約1億6,300万円です。このほか、点検整備費用等の維持補修費として2億円、令和5年度予算では維持補修費を2億6,000万円程度見込んでいます。

余熱利用については、蒸気タービンで発電し、敷地内の施設へ電力供給した後、余剰電力は全量、電力会社へ売電しており、売電収入額の約3億7,000万円を寝屋川市で受け入れています。施設の建設・運営方式は公設公営方式で、施設の運転管理業務については委託して運営しています。寝屋川市では廃棄物の処理を円滑に進めるとともに、将来を見据えてごみの減量化、再資源化の取組などを積極的に進め、市民生活をしっかりと支え、安心安全なまちの実現に向けて取り組まれています。

なお、主な質疑応答については、5ページ、6ページに記載してありますので、後ほどお目通し

をいただきたいと存じます。

次に、31日に視察いたしました京都府宇治市、城南衛生管理組合クリーンパーク折居の概要について申し上げます。クリーンパーク折居では、最初に同組合の野村専任副管理者よりご挨拶をいただき、組合及び施設の紹介ビデオを視聴し、工場内の施設を見学させていただいた後、事前質問事項に対する内容について長野所長より説明をいただきました。

城南衛生管理組合は、昭和37年7月にし尿処理組合として発足した一部事務組合で、京都府の南部に位置する宇治市、城陽市、八幡市と久御山町、宇治田原町、井出町の3市3町のし尿やごみ等の一般廃棄物に係る中間処理業務を行っています。区域内人口は約36万人で、京都府内では廃棄物処理を担う公共団体として京都市に次ぐ人口規模です。管内には2つのごみ焼却施設、粗大ごみ処理・プラスチック製容器包装資源化施設、再資源化施設・リサイクル工房、埋立処分地・排水処理施設、ごみ中継施設、し尿処理施設、本庁管理棟が構成市町に分散立地されており、今回は旧施設を建て替えて、平成30年4月に稼働を開始したごみ焼却施設を視察いたしました。

この施設では、従来の鉄筋コンクリート製に比べ耐震性、耐風性、耐候性に優れた膜素材を使用した煙突を採用しており、夜間にはライトアップして地域のランドマーク機能を果たしています。旧施設の規模は1日当たり230トンでしたが、新施設は57.5トンの炉が2炉の115トンで、半分の規模になっています。

旧施設の解体費用については、解体時のアスベストの除去費用のほか、跡地の整備工事としてストックヤード、公用車車庫、駐車場の整備等を含んだ総事業費が約9億円で、施設本体の解体費用は5億円強となっています。新施設の建設費は、旧施設のアスベストの除去、解体工を含めて94億1,112万1,080円で、運営費は業務委託料として20年間で70億7,761万440円です。

余熱の利用については、発電と場外へ温水を供給しています。場外供給は、発電処理した後の蒸気を温水に換えて、隣接する運動公園の温水プールで利用しています。

なお、温水プールへはお湯を送りますが、公園施設内にも熱交換器があり、その機械で一旦熱を吸収して、あらかじめ張ってあるプールの水を温める仕組みで、送った温水は当施設へ戻り、場内で使用しています。

周辺地域への地元対策事業については、開所当初から施設周辺の12の自治会で構成する連絡協議会を設けており、年2回工場の運営状況等について報告・意見交換をしています。

また、新施設の建設にあたり、隣接する京都府山城総合運動公園からの要望で、煙突に時計が設置されています。施設の建設・運営方式については公設民営（DBO）方式で実施しています。

城南衛生管理組合では、安心安全な施設運営と循環型社会、脱炭素社会の構築を目指した一体的な取組を推進しています。

なお、主な質疑応答につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上、視察の概要を申し上げましたが、両施設では活発な質疑が行われ、大変有意義な研修でありましたことを申し添えまして、報告といたします。

○金子雄一議長 ありがとうございます。

議会行政視察研修の報告が終わりました。

続きまして、管理者から令和5年第3回（10月）議会定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 本日ここに、令和6年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合定例会をお願い申し上げますところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多様の中ご健勝にてご参会を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、昨年第3回議会定例会以降の事務の執行状況等について報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました令和5年4月から令和6年1月までの運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみが2万8,479.23トン、粗大ごみが1,296.52トン、合計2万9,775.75トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみは836.78トンの減、粗大ごみも54.82トンの減で、合計891.60トン、2.91%の減でありました。当組合管内から発生したごみ処理量は、可燃ごみ、粗大ごみともに減少しておりますが、今後もごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

他団体からは、桶川市から3,886.29トンの可燃ごみを処理しております。

また、灰の処分につきましては、合計3,808.22トンをセメント原料として処理委託しております。

施設は老朽化及び経年劣化が進み、故障、不具合による修繕が増加しておりますが、今後も施設の機能を維持していくため、適宜保守点検整備・修繕等を実施して適正な運転維持管理に努めてまいります。

次に、新たなごみ処理施設等整備事業の関係でございますが、11月から1月にかけて建設検討委員会が3回開催され、施設の規模や処理方式などについて協議がなされております。引き続き基本計画の策定に向け調査・研究及び検討を重ね、答申に向けた協議を進めていただく予定です。

また、新たなごみ処理施設等地元協議会については、11月16日及び1月13日に会議を開催し、環境保全対策やエネルギー利用について協議がなされております。今後も地元の皆様との貴重な意見交換の場として新施設に関する協議を行ってまいります。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査業務については、指名競争入札の結果、株式会社静環検査センター埼玉営業所が落札し、委託契約を締結しております。

次に、第2期大間最終処分場の関係についてですが、上尾道路の用地の関係では、国と地権者の間で用地買収の協議が進められておりますが、国が買収いたしました部分については、国と組合に

において使用貸借契約を締結し、最終処分場が廃止されるまでの間は、引き続き組合において維持管理を継続してまいります。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げ、諸報告とさせていただきます。

○金子雄一議長 管理者諸報告が終わりました。

◎一般質問

○金子雄一議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、竹田悦子議員の質問を許可いたします。

竹田悦子議員。

○5番 竹田悦子議員 議席番号5番、竹田悦子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

件名1、大間第1・第2最終処分場について、(1)、大宮国道事務所とその後の話合いの経過で、原因者が責任を持って全量撤去を行うのか確認します。昨年10月議会で、この件で私の再々質問に対し、全量撤去でとお答えになりました。お伺いします。上尾道路に関わる部分なのか、それとも第2処分場の全体の全量撤去なのかを確認します。

件名2、住民説明会での回答と、出された意見要望等について、(1)、建設コストが過大にならないことを調査し、経済性を検討したとして回答していますが、建設検討委員会(第1期)で検討した数字について。第1期建設検討委員会の会議録を見ても具体的な数字は出てきません。第3回の検討委員会で、事務局は「建設コストの点で過大な費用を要しないとなっているが、過大な費用とは幾らなのかとの質問ですが、現状では金額をお示しできませんが、地盤を含め建設予定地の立地が近隣の他の組合などと同じような状況であれば現時点では大きな問題はないものと考えております」としています。立地が近隣の他の組合と同じと説明しています。近隣の他の組合の具体的な数字をお答えください。

(2)、建設予定地の地下に砂層がないと回答しているが、根拠としたものは何か。鴻巣行田北本環境資源組合で調査した建設予定地の5か所の状況を見ると、海拔12メートルから5メートルの間は腐食土層でN値はゼロです。その下の7メートルから3メートルが第1砂質土層、N値が8から44、その下の3メートルからマイナス2メートルが礫質土質でN値が34から50となっています。そのマイナス3メートルから8メートルが第2砂質土層で、N値が17から50で、砂層がないという説明は正確ではないと考えます。建設予定地の地下に砂層がないと回答しているが、根拠としたものは何か、お伺いをいたします。

(3)、出された意見要望への具体的回答と構成市町との連携の具体化について。住民説明会の

報告書の14ページから15ページには意見要望が7項目にわたって出されています。出された意見要望への具体的回答と構成市町との連携の具体化についてどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

件名3、新たなごみ処理施設等地元協議会について、(1)、地元協議会のメンバーの公表と、会員に建設予定地の地権者はいないのか確認します。中部環境保全組合のホームページを見ると、地元協議会の会議録が適時に掲載されています。第1回地元協議会では、委員への委嘱と委員長が選出されたと思いますが、会議録にはメンバーが公表されておりません。地元協議会の委員には5月議会で補正予算が生まれ、1人1回2,500円を支払うことになりました。公費を支払うわけですから、メンバーについては公表すべきと考えます。また、新たな議会での答弁では25人とお答えになっていましたが、要綱では30人以内となっています。議会答弁と異なるのはなぜか伺うものです。

私ども議員には議会における審議の公正を期すために審議事件と一定の利害関係を有する議員は、当該事件の審議に参加できない制度として除外があります。これは、審議の公正を保つためのものです。どの事案についても公正性は必要であると考えます。地元地権者は、こうした視点からも本来委員に委嘱すべきではないと考えます。本組合は地権者も入れると表明しています。委員に建設予定地の地権者は何人おられるのかをお伺いします。

(2)、地元協議会で出されている検討事項について、ア、出されている検討事項の検討と新たなごみ処理施設等建設検討委員会との関係について。「施設からの排水を野通川や元荒川に流すとなれば、下流に住む人たちにとって大きな問題になるのではないか」との質問に対して事務局は、「排水に関しましては、まだごみ処理の方式が決定しておりません。排水するかしないかなど明確になりましたら改めてご説明いたします」と回答しています。新たなごみ処理施設等建設検討委員会で排水についても検討するのか、いつ明確になるかもお答えください。

イ、県道、排水、周辺の道路整備について、原因者責任について。第2回地元協議会では、周辺整備について質問がされ、「土盛りをして高くなると鴻巣カントリーとごみ処理場の間が狭くなる。そのために安養寺地区に大雨が降ると水が流れなくなってしまうので、そこに排水路を新設してほしい、周辺整備に関する貴重なご意見として伺います。いずれ周辺整備の協議をさせていただきますので、記録にとどめておき、改めて協議をお願いしたいと考えています」と会議録ではあります。第3回地元協議会では、「道路管理者や水路管理者への要望が出され、組合が窓口になり、必要に応じて関係者と協議していく」と回答していますが、新たなごみ処理施設を造ることにより検討しなければならない事案だと私は考えています。国土交通省が進める上尾道路の建設により、最終処分場の処理について原因者責任が国にあるとしています。こうした視点から見て、県道、排水、周辺の道路整備についても原因者責任が組合に発生すると考えますので、見解をお答えください。

(3)、建設予定地における災害対応を検討しなければならない場所で新たなごみ処理施設で良

いと考えるのか確認します。第1回目の地元協議会で地元の方が一番懸念をしているのが災害対策であることがよく分かります。委員から、「どのくらいの規模の施設になるのか分からないが、水位対策などについて心配している。現在でも水害ぎりぎりのところで耕作している。水害があった場合の対策や補償について考えてほしい」との発言があり、事務局は「今の件はご要望ですが、今後の会議の中でお話を伺っていきます」と回答していますが、少なくとも第3回目では具体策は示されていません。様々な課題がある建設予定地ですが、郷地安養寺を建設予定地としており、変える考えはないことが前回の議会で明らかになっています。建設予定地における災害対応も検討しなければならない場所で新たなごみ処理施設でよいと考えているのか、改めて確認をします。見解をお示ください。

以上で壇上での質問といたします。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 竹田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、大間第1・第2最終処分場についての(1)、大宮国道事務所とのその後の話合いの経過で、原因者が責任を持って全量撤去を行うのかのご質問については、昨年の本組合の10月定例会以降、大間処分場についての会議は開催されておられません。よって、前回申し上げたとおり、全量撤去に係る費用は、原則原因者である国が負担する予定である、このことには変わりはありません。

なお、全量撤去は、現時点では第2期処分場全体の全量撤去という認識です。

○金子雄一議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 竹田議員さんの件名2及び件名3につきましてお答え申し上げます。

件名2、住民説明会での回答と、出された意見要望等についての(1)、建設コストが過大にならないことを調査し、経済性を検討したとして回答しているが、建設検討委員会(第1期)で検討した数字について、でございます。第1期の建設検討委員会では、当建設予定地の適地性を確認するため、近隣の事例と災害対策上の条件を比較する形で経済性の検討を行っていただきました。その結果、近隣事例が位置する場所と当建設予定地は現状に大差がなく、近隣事例の対策と同等のもので対応可能であることが見込まれることから、災害等への備えに一定の対策費用は想定されるものの、近隣と比較して大きな差はないものとして協議がなされました。したがって、その時点では数字はお示ししていません。現在策定中の基本計画の中で参考事業費を検討する予定です。

なお、近隣で水害対策の費用のみを示している事例は確認できませんでした。

次に、(2)、建設予定地の地下に砂層がないと回答しているが根拠としたものは何か、についてですが、本組合が昨年度建設予定地として決定した場所については、平成28年度に旧鴻巣行田北本

環境資源組合で地質調査を実施した経緯があり、その報告書を参考に回答しております。当該報告書において建築基礎構造設計指針で定義されている液状化判定の対象とすべき沖積砂質土層の分布は、建設予定地で確認されていない旨の記述があり、これを根拠としています。

次に、(3)、出された意見要望への具体的回答と構成市町との連携の具体化についてですが、新たなごみ処理施設等整備事業住民説明会で参加者の方からいただいたご意見やご質問等につきましては、報告書の中で回答し、ホームページで公開しております。

ご質問の7項目については、意見要望として承っておりますので、今後事業を進めていく中で参考にまいります。

また、構成市町に対しても住民説明会報告書を提示し、情報を共有しています。

次に、件名3、新たなごみ処理施設等地元協議会についての(1)、地元協議会のメンバーの公表と会員に建設予定地の地権者はいないのかについてですが、地元協議会で協議された内容を適宜公開し、住民の皆様へ情報発信することは重要なことと考えています。一方で、地元協議会の委員につきましては、その会議の性格上、氏名を公表することにより個人が特定されるおそれがありますので、本組合の情報公開条例の趣旨を踏まえ、氏名の公開はいたしておりません。

委員の人数につきましては、令和5年5月議会での竹田議員さんの「地元協議会の構成について」のご質問に対し、「25人を想定しています」と答弁をさせていただいた経緯がございます。令和5年5月の補正予算上程の際には、土地改良区1名を想定し、25人を見込んでいましたが、その後の土地改良区との協議の結果、2つの土地改良区で3名参加していただくこととなったため、2人増えて27人となりました。

なお、地元協議会は施設の管理運営時も引き続き存続していくことから、今後様々なケースで委員の人数が増えることも想定し、要綱上30人といたしました。

また、建設予定地は決定しておりますが、現時点では関係する資料の中で楢円でお示ししている段階ですので、地元協議会の委員の中に何人の地権者がいるかについて、正確な人数の把握はできません。現状の資料からは3人程度になるのではないかと推測されます。

次に、(2)、地元協議会で出されている検討事項についてですが、アの出されている検討事項の検討と新たなごみ処理施設等建設検討委員会との関係につきましては、第4回建設検討委員会において、ごみ処理の方式については焼却、ストーカ方式を候補とすることとなりました。この処理方式でのごみ処理に伴う排水は、無放流による場内再利用が可能とされています。排水の関係がいつ明確になるかについて、現時点では基本計画について建設検討委員会に諮問している段階ですので、決定はしておりません。基本計画の策定完了により明確になるものと考えております。

次に、イ、県道、排水、周辺の道路整備について、原因者責任についてでございますが、地元からのご要望については、道路や水路、または信号などの交通施設等が想定されます。それぞれ施設の管理者がいて、組合だけでは対応できないご要望があると思いますので、適宜、関係機関と協議

していくことが必要となります。したがって、上尾道路の用地買収に係る案件とは性格が異なるものと考えております。

次に、(3)、建設予定地における災害対応を検討しなければならない場所で新たなごみ処理施設でよいと考えるのか確認しますについてですが、どのような土地であっても災害対応は検討しなくてはならない事項であり、建設予定地だけの特別な条件ではありません。第1期の建設検討委員会では、建設予定地の適地性について、災害対応も含めて検討していただいた上で、鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当であるとの答申をいただきました。その答申を尊重し、昨年度に本組合として建設予定地を決定しておりますので、その決定に沿って事務を進めてまいります。

以上でございます。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 一通りお答えいただきましたので、再質問を行っていきます。

件名1、大間第1・第2最終処分場について、(1)についての再質問ですが、前回の議会で私の再々質問に対し、「仮に全量撤去した場合、全てが撤去されますので、その部分はもう廃棄物は残りませんから、その状態ではその処分場は廃止されることとなりますので、それ以降の管理の必要はありません」と答弁され、本日も似た答弁がされました。再度確認をしますが、第1期処分場の3,206平米、第2期処分場の4,597平米、合計では約7,800平米の管理がなくなるということで理解するが、この理解でよいのか確認をいたします。

件名2、住民説明会での回答と、出された意見要望等についての(1)です。地盤も含め建設予定地の立地が近隣の組合と同じような状況であれば、現時点で大きな問題はないとお答えでした。この場所に建設するにあたり、費用負担をするのは市民や町民です。全体的な数字が示されない、幾らになるか分からないという決定をしたのは、随分私は、市民にとれば、町民にとれば無責任だと思います。こうした認識はおありなのか、まず1点目に確認をします。

また、災害等への備えに一定の対策費は想定されるとお答えになりましたが、想定される費用について、ずばりお答えをいただきたいと思います。

(2)であります。海拔3メートルから7メートルの間は第1砂質土層で、N値が8から44、非常に軟弱な地盤があると報告をされています。そうした点では液状化や建設後の段差は発生しないということでのよいのか認識を伺いたいと思います。建設予定地よりも地盤が硬いと言われていた、この近くにありますみずほ斎場では、現在建物と敷地の間に段差が発生していることを私は見てまいりました。建設後後悔することのないようにしたいと考えますので、確認したいと思いますが、こうした段差が発生することのないようなことにしてほしいと思いますので、こうしたことがないのか確認をしたいと思います。

(3)です。再度住民説明会を開く考えがおありかお伺いしておきます。

件名3、新たなごみ処理施設等地元協議会についてです。(1)です。管理者が地元協議会の委員を委嘱しましたが、この中に地権者がいることは分かっていたのか、まず確認したいと思います。そして、地元協議会の審議では、公平、公正性が保たれるということについてどのような見解をお持ちか、お伺いをいたします。

(2)、地元協議会で出されている検討事項のAです。ごみ処理に伴う排水処理については、方式で分かってきましたけれども、では生活雑排水の考え方についてはどうなのかをお伺いします。

Iであります。今回この場所に新たなごみ処理施設を建設することにより、今ある排水や周辺整備等も求められるということになると思います。逆の言い方をすれば、建設しなければ何ら新たな整備が必要ないわけです。こうした点からも、私は原因者責任は発生するのではないかと考えますので、原因者責任についての捉え方についての見解をお伺いします。

(3)であります。日本は確かに地震列島であり、異常気象により最近非常に災害が増えてきています。こういう点から考えると水害対策を前提とした建設であり、先ほど述べたように、地盤はN値がゼロの腐食土層から始まり、杭がずぶずぶの場所です。そうした工事を行うわけですから、造成工事についてはどのように行うのか。こう考えるだけでも費用がかかることが懸念をされます。早期に工事費用を試算し、住民に示すことを求めます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、再質問の1点目、仮に全量撤去がなされた場合は、第1期、第2期最終処分場の全てに当組合の管理がなくなるということによいのかについてですけれども、第1期の最終処分場は既に廃止になっていますので、現状でも当組合では管理をいたしておりません。また、第2期の処分場は、仮に全量撤去がなされた場合は、本組合で管理する必要はありません。

以上です。

○金子雄一議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 竹田議員さんの2点目以降の再質問につきましてお答え申し上げます。

2点目の災害等への対策費用についてですが、ごみ処理施設を建設することにつきましては、地元のご理解が最も重要なことと考えております。その上で基本計画の策定など事業の進捗に合わせて適正な費用を計上しつつ、施設の設計を行っていくものと捉えています。本組合としては、住民説明会の開催や意見箱の設置による意見聴取など適宜住民の皆様への情報発信を行っており、今後も責任を持って事業に取り組んでまいります。

なお、災害等への備えとしての対策費用については、現在建設検討委員会でよりよい対策方法について検討していただいております。今後基本計画の策定に合わせて検討してまいります。

3点目の建設予定地の地盤につきましては、液状化については、地震時に発生する可能性が低いものと認識しております。また、建設後の段差については、長期間にわたり稼働する施設になりますので、その間発生する可能性は否定できないことから、必要な対策を検討してまいります。

4点目の再度住民説明会を開く考えがあるかのご質問ですが、昨年9月から10月にかけて実施しました住民説明会は、本組合が新たなごみ処理施設等の整備に関して行う初めての説明会でしたので、これまでの経過と今後のスケジュールなどを中心に説明をさせていただきました。次回の住民説明会につきましては、現時点では開催時期を含めまして未定であり、今後適切な時期に開催できるよう検討をしてまいります。

5点目の管理者が地元協議会の委員を委嘱したが、この中に地権者がいることは分かっていたのか。そして、地元協議会の審議の公平、公正性を保つことについてでございます。建設予定地の具体的なエリアが決定しておりませんので、地権者は未定でございます。しかしながら、地元協議会の委員に住民説明会の資料に楕円で示した建設予定地の付近に土地をお持ちの方がいることは認識しております。地元協議会における会議内容は、周辺整備など生活環境の保全やエネルギー利用、施設のレイアウトなどに関する事項でありますので、地権者かどうかに関わりなく皆様にご意見をお聞きしております。また、本組合では、新たなごみ処理施設等地元協議会の規定に基づき委員をお願いしており、公平性、公正性の観点から問題はないと考えております。

6点目の生活雑排水の考え方についてですが、生活雑排水についても現状想定される排水量などが明らかになっていないため、公共用水域への放流の有無を含めまだ決定しておりません。もし公共用水域への放流を行う場合には関係者と必要な調整を行い、関係法令を遵守して運用をしてまいります。

7点目の原因者負担の捉え方について、新たなごみ処理施設を建設することによって、周辺環境が損なわれることがある場合は、原則、原因者による対応が必要と考えます。そのような中でも整備の対象となるものにそれを管理する第三者がいる場合は、その関係者とも協議しながら対応する必要があると考えております。

8点目の建設予定地の造成工事はどのように行うのかのご質問ですが、第1期の建設検討委員会で近隣事例を比較検討していただいたところ、ほとんどが水害対策を前提とした建設、または建設予定となっており、立地状況に大差はありませんでした。造成工事の方法につきましては、現在、第2期建設検討委員会において検討しているところであり、今後方法及び参考費用をまとめていただく予定となっております。

以上でございます。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 再々質問を行います。件名1についての再々質問です。昨年の10月の定例会

以降、大宮国道事務所と会議は行われていないということでありました。では、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所と、話し合いは今後いつなされる予定があるのかを再々質問行います。

2の住民説明会で出された意見要望等についての(3)についての再々質問です。今後適切な時期に開催できるよう検討してまいりますとお答えになりました。では、適切な時期とは具体的にいつなのか。基本計画ができる前に住民から意見要望を聞くお考えがあるのかどうかをお伺いしておきます。

以上です。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所との話し合いの予定についてでありますけれども、次回の話し合い、会議については、現時点では未定でございます。

なお、本件については、令和6年度以降に対応していきたいというふうにお話を伺っております。

○金子雄一議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 2点目の基本計画ができる前に住民から意見要望を聞く考えはあるかのご質問でございますけれども、基本計画の主要な事項につきましては、現在第2期建設検討委員会で協議していただいた資料等を逐次ホームページで公開しておりますので、意見箱を通して住民の皆様からご意見をいただける環境を整えております。また、今後基本計画の策定前に基本計画案についてパブリックコメントの実施を予定しておりますので、その中でもご意見等を伺ってまいります。

以上でございます。

○金子雄一議長 以上で竹田議員の質問は終了いたしました。

続きまして、2番目の通告者、杉田しのぶ議員の質問を許可いたします。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 それでは、議席番号14番、吉見町議会選出の杉田しのぶでございます。通告書に基づきまして一般質問を2点させていただきます。

1件目ですけれども、新たなごみ処理施設の建設についてお伺いします。施設整備の基本理念及び基本方針にある構成市町の上位計画では、ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみの発生抑制、4Rの推進、環境負荷の低減など地球に優しい生活の実現に向けたキーワードがあります。新施設建設に当たりどのような形で反映されるのかお伺いしたいと思います。

件名2です。エネルギー利用について伺います。1月26日の新たなごみ処理施設等建設検討委員会での協議事項と内容について伺いたいと思います。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 杉田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、新たなごみ処理施設の建設について、施設整備の基本理念及び基本方針にある構成市町の上位計画では、ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみの発生抑制、4Rの推進、環境負荷の低減など地球に優しい生活の実現に向けたキーワードがありますが、新施設建設に当たりどのような形で反映されるのかについてでございます。

昨年7月6日に開催しました第2期の第1回建設検討委員会において、国、県、構成市町の上位・関連計画を勘案して施設整備の基本理念を「地球にやさしい「循環型社会」、「脱炭素社会」を目指し、市民、町民に親しまれる施設づくりを進めます」とし、これに付随する5つの基本方針が示されました。これらの基本理念及び基本方針を念頭に、その後の建設検討委員会において必要事項の調査研究及び検討を行っていただいているところでございます。新たなごみ処理施設の稼働は令和14年度を目指しており、施設が建設された折には、各構成市町の意向が具体的な施策として反映できるよう構成市町と連携し、取り組んでまいります。

次に、件名2、エネルギー利用について、1月26日の新たなごみ処理施設等建設検討委員会での協議事項と内容でございますが、当日開催いたしました第5回建設検討委員会では、エネルギー利用について全2回で検討を行ううちの1回目を検討していただきました。主な内容として、エネルギー利用の概要や他の施設におけるエネルギーの利用形態、さらにはエネルギー利用形態別の活用事例の紹介などをさせていただきました。また、新施設のエネルギー利用の在り方を決定するまでのスケジュールについて了承していただいております。

以上でございます。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 それでは、1点目の新たなごみ処理施設の建設について再質問させていただきたいと思っております。

冒頭申し上げましたごみの減量化、リサイクルの推進、ごみの発生抑制、4Rの推進、環境負荷の低減、地球に優しい生活を実現するためには、いかに燃やすごみを減らせるか、リサイクルできるかということが大変重要になってくるわけですけれども、建設検討委員会の中では補助的な処理施設の整備方針について検討がなされております。建設検討委員会では事務局が案として示した内容について協議検討されているものというふうに理解をしておりますので、その視点から2点お伺いしたいと思います。

まず、1点目は、補助的な処理施設の整備方針の中にある厨芥類の処理方式についてでありますけれども、建設検討委員会に示された案の中には、微生物による分解、堆肥化はありましたが、同

じ微生物処理で分解し、消滅させる処理方式について、第4回の補助的な処理施設の整備一覧の中にありませんでした。案の中になかった理由について伺いたいと思います。

そして、2点目ですけれども、紙おむつについてです。マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルについて検討が行われておりまして、今後も引き続き技術開発の動向や国の支援策等の情報収集を実施し、事業性が見込める場合は改めて検討を行うという検討結果となっております。私はマテリアルリサイクル推進派の立場で質問をいたしますけれども、紙おむつのリサイクルについては環境省も取組の後押しをしており、2023年8月時点での実施自治体は20か所ということですが、2030年までには100か所にするという目標を環境省が掲げています。マテリアルリサイクルについては、取組の提案もホームページで公表されている中、なぜ中部環境保全組合として行わないのかということが非常に疑問なのですけれども、どこまでの情報収集をして行わないという案としたのか。また、事業性が見込めると判断する基準はどのようなものなのか伺いたいと思います。

次に、エネルギー利用についての再質問です。1月26日の建設検討委員会を含めて、エネルギー利用の協議、2回しかない中で、今ご答弁いただいたように、1回目では活用事例などの紹介がされたということでもあります。それぞれに要する建設費用や維持管理に係る費用などコストの部分がない形での事例紹介でありました。私も傍聴人なのですけれども、2回で決定をしたいという中で進められているにもかかわらず、なぜコスト部分を省いたのか伺いたいと思います。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 杉田議員さんの再質問にお答え申し上げます。

初めに、新たなごみ処理施設建設についての1点目、建設検討委員会の資料についてですが、環境省の「日本の廃棄物処理」、こちらは令和5年3月時点のものですが、これに記載されております複数の処理方式のほか、建設検討委員からご提案のあった処理方式についても案をお示しさせていただいて検討をしていただきました。厨芥類等の処理方法といたしましては、堆肥化の案以外で焼却施設にメタン化施設を併設するハイブリッド方式につきましても処理方式の選定対象として協議させていただいており、様々な処理方式について検討していただいたものと認識しております。

2点目の紙おむつのマテリアルリサイクルにつきましましては、環境省の調査報告書を確認したところ、事例では実証段階の技術が多く、行政側で処理施設を整備している事例がないことなどから、建設検討委員会では「本組合として施設整備は行わない」方向性が出されました。また、事業性が見込めるとする判断基準に関しましては、現時点において明確な判断基準があるわけではございませんが、技術として確立されることや費用が過大とならないこと、協力していただける事業者等の存在など諸条件が揃うことではないのかと認識しております。したがって、引き続き技術開発

の動向や国の支援策等の情報を収集して判断してまいります。

最後に、エネルギー利用につきましては、建設検討委員会の協議事項の一つとして、脱炭素化に配慮した効率的なエネルギー利用を計画することについて検討をお願いしております。施設から生み出されたエネルギーをいかに無駄にせず活用するかという視点で、今回は第8回建設検討委員会で協議していただく予定ですので、2回の協議でエネルギー利用に係る施設の設置の有無ですとか、それに付随するコストを具体的に検討するというのではなく、建設検討委員会では利用の在り方に一定の方向性を出していただいて、その後に詳細について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 それでは、2回目の再質問をさせていただきたいと思います。

今、厨芥類の処理方式につきましてご答弁いただきましたけれども、建設検討委員会ではハイブリッド方式をはじめ様々な処理方式を検討されたというご答弁でありました。私が素人なりに調査をした中では、補助的な処理施設の整備というよりは、生ごみ処理機を集積所に設置するタイプのものなのですが、これは実際に全国の病院やホテル、給食センターでも設置がされているものであります。その生ごみ処理機は、数億もの微生物によって24時間で生ごみを生分解し、最終的には二酸化炭素と水分にまで分解され、残渣も出ず水分は有機分解された後のもののため栄養価が高く、堆肥としての活用もできるというものであります。堆肥として引き受け手がない場合は、無害な水ですので処理に困ることもないというものです。また、発酵臭もなく、大きさもそれほど大きくなく、室内に設置することも可能で、臭いもないと今申し上げましたけれども、消費電力も少ないと。これがもし集積所ごとに設置ができれば、住民は自分の好きな時間に生ごみを捨てることができます。燃やすごみの収集頻度も抑えられ、何よりも燃えにくい生ごみを燃やさなくていいということは、焼却炉に係る負担を減らすことができ、維持管理コストの削減も期待ができる。これが今の時点で環境にいい最新の処理方式ではないかと私なりに思っております。

「施設整備は行わない」と、第4回の建設検討委員会の中にいろんな処理方式についてあったわけなのですが、その理由として、分別の決定が難しいということや、住民の負担の増加が理由として挙げられておりましたけれども、確かに最初は慣れるまでは大変だと思います。しかし、住民の皆さんが毎日出す生ごみです。住民の皆さんが望んでいる高額な建設費や環境負荷をできる限り抑えるには、毎日出す住民である私たち自身が面倒なことや負担になることを実践せずに達成することはできないというふうに思います。これから先30年以上長きにわたって使用するごみ処理施設、地球温暖化の影響を目の当たりにしている今だからこそ、新施設では最先端の技術を取り入れた環境負荷のかからない施設を造るべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。住民に負担がかかるとか、仮にですけれども、燃やしたほうが経費がかからなかったとしても、

環境への影響を考えれば経費節減を最優先に考えるべきでないということは、近年の温暖化による大きな被害によって私たちは身をもって体験していると言えるのではないかと思います。燃えにくいものを燃やす、リサイクルできるものを取り入れないということは、今の時代にそぐわないと感じています。私たち議員や首長である正副管理者は、先見性を持った判断が求められます。私は、中部環境の議員でありながら建設検討委員ではないため、新ごみ処理施設建設に対する意見を言って基本計画案に反映させることができません。言うまでもなく、建設検討委員会は、処理人口から見れば約0.009%と0.008%と1%にもほど遠いごくわずかな人数で組織をされ、検討されているということと併せて、建設検討委員会での結果は、あくまで案であるというのが私の認識です。老朽化に伴って急がなくてはならないという状況も理解をしていますが、今後建設検討委員会の基本計画案を基に莫大な建設費用と取り戻すことのできない環境負荷の低減に向けて私たちは意見を言って協議のテーブルにのせることは、可能なかどうか、この点伺いたいと思います。

次に、エネルギー利用の再々質問です。1月26日、建設検討委員会を私も傍聴いたしましたけれども、エネルギー利用につきましては、1月13日に地元協議会を開催しており、建設検討委員会と同じ説明をし、意見については今後伺うということで、現段階で地元からの要望が出されていないというのが傍聴した私の認識であります。エネルギーをどう活用していくかによって、それに伴う費用は大きく異なる上、長きにわたって高額な維持管理費が生じるものもあります。先ほど副議長によりまして行政視察報告がなされましたけれども、寝屋川市では議会で調査特別委員会を設置して余熱利用の検討をしたということでありました。第5回建設検討委員会では、エネルギー利用の先進事例を挙げて紹介をされていたので、それぞれに要する設備や建設に伴う費用、維持管理費についても、ぜひ今紹介された先進事例に合わせて、コストの部分も併せて説明をしていただいた上で結論を出していただきたいということを私からも求めておきたいと思います。9月から10月にかけて4か所で行われました新たなごみ処理施設等整備事業住民説明会、私たち議員の下にも報告書を頂いておりますけれども、説明会での質疑、意見、アンケート用紙での意見要望で一番多かったのはコストに関するものでありました。住民の皆さんが注目していることの表れだというふうに思いますので、エネルギー利用については、建設検討委員会並びに地元協議会において、コスト面も含め十分議論いただける環境を事務局としてつくってほしいということを求めたいと思いますが、具体的な方策も含めて伺います。

また、建設に係る費用、維持管理の部分の負担割合について、いつの段階で協議をされ、決定がなされるのかということについても、最後に併せて伺いたいと思います。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 杉田議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

1点目の現在、第2期建設検討委員会で協議がなされている基本計画に関する事項へのご意見についてですが、建設検討委員会では、二酸化炭素削減量や経済性など様々な評価項目を考慮して総合的に検討していただいていることから、慎重かつ十分な議論が行われているものと認識していません。第1期の建設検討委員会で検討していただいた建設予定地に係る答申につきましては、答申内容を議会に報告をさせていただいた後、正副管理者会議で決定がなされております。よって、第2期の建設検討委員会におきましても同様の過程を経て行われるものと想定しております。

2点目のエネルギー利用に係るコスト面を含めて議論できる環境づくりについてですが、第2期の建設検討委員会では、それぞれの施設ごとに参考事業費を提示し、協議を行っていただいております。コスト面を考慮した検討がなされているものと認識しております。エネルギー利用については、まだ地元のご意見を伺っている段階であり、その後の構成市町との話し合いを踏まえ、第8回建設検討委員会でエネルギー利用方針としての方向性を協議していただく予定です。

また、負担割合について、どの時点で協議するかにつきましては、今後検討をまいります。以上でございます。

○金子雄一議長 以上で杉田議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○金子雄一議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、昨年12月19日に埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、昨年12月19日に令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分をさせていただきましたので、議会を承認を求めたいとするものであります。

議案第3号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,476万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億527万4,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料300万円の減額、繰入金4,776万6,000円の減額、諸収入の雑入600万円の増額であります。

歳出につきましては、議会費42万2,000円の減額、総務費398万2,000円の増額、衛生費は4,832万

6,000円の減額であります。

議案第4号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,770万4,000円とし、前年度に対し4,236万6,000円、4.48%の増といたしたいとするものであります。

歳入の主なものは、構成市町からの分担金及び負担金5億9,448万6,000円、使用料及び手数料1億4,000万円、国庫支出金1,073万円、繰入金1億2,493万5,000円、諸収入1億1,255万1,000円であります。

歳出の主なものは、議会費624万1,000円、2万8,000円の増額、総務費4,771万5,000円、206万3,000円の増額、衛生費9億2,874万8,000円、4,027万5,000円の増額であります。

以上、議案第1号から議案第4号についてその概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、原案のとおり承認、可決賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○金子雄一議長 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前11時15分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 議案第1号について説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。

1枚おめくりください。専決処分書、次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（別紙）を令和5年12月19日に専決処分したものです。

1枚おめくりください。これ以降は、改正条例及びそれに付随する新旧対照表を添付しました。要点を申し上げます。この改正条例は、議員及び特別職の期末手当の率を改正するものであり、これに関係する2つの条例をこの条例により改正したものです。

第1条及び第2条は、埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、また第3条及び第4条は、埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の改正となります。

第1条から第4条までの全ての条において期末手当の支給月数を4.4月から4.5月とするもので、第1条及び第3条は令和5年12月の期末手当に適用し、第2条、第4条は令和6年度以降の期末手当に適用するものです。

以上が本改正条例の要点です。

なお、本組合の一般職職員の給与条例では鴻巣市給与条例を準用することを規定しているため、今回鴻巣市の12月定例会で、鴻巣市給与条例の議案が議決された場合は、その内容を準用すること、また当組合の議会及び特別職の期末手当については一般職職員の改正内容に合わせて職員と同様の率で改正してきたことを令和5年10月11日開催の議会運営委員会でご説明した上で、この内容に沿った専決処分を行うことをご了解いただいております。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑がある方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 議案第2号について説明申し上げます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。

1枚おめくりください。専決処分書、次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

この専決処分の概要ですが、令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）を令和5年12月19日に専決処分したものです。

次のページ以降は当該補正予算書を添付しておりますので、その概要を申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,004万円とする。

補正予算書の5ページをお願いいたします。当該補正予算の歳入は、全額を財政調整基金から繰り入れました。

6ページをお願いします。当該補正予算の歳出は、全額、鴻巣市職員の給与に関する条例の改正を踏まえた一般職職員及び議案第1号で承認いただいた専決処分の内容を踏まえた特別職職員の人件費に充てたものです。以下、目別にその内容を申し上げます。

2款1項1目一般管理費21万2,000円の増は、特別職3人、総務課職員3人の人件費です。

3款1項1目清掃総務費24万1,000円の増は、施設課職員2人分、また3目建設推進費43万7,000円

の増は建設推進課職員5人分のそれぞれ人件費です。

なお、議会の議員の増額分については、令和5年5月に施行された統一地方選挙に伴い組合議員の交代があった関係で期末手当の支給額に残額が生じていましたので、補正しておりません。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑のある方、おりませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 なしということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することについて賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第10、議案第3号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 議案第3号について説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。令和5年度埼玉中部環境保全組合の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,476万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億527万4,000円とする。

2 ページをお願いいたします。ここに記載の第1表、歳入歳出予算補正の内容を歳入歳出予算事項別明細書により説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。歳入から申し上げます。2款1項1目清掃施設手数料300万円の減は、実績見込みによるものです。

4款1項1目財政調整基金繰入金1,776万6,000円の減及び施設整備基金繰入金3,000万円の減は、歳出の減に伴い2つの基金からの繰入金をそれぞれ減額するものです。これにより今年度の財政調整基金繰入金については計上なしとなり、施設整備基金繰入金についても繰入額が8,000万円から5,000万円へと減額になります。

6款3項1目雑入600万円の増は、金属類等の有価物の売却実績によるものです。

6 ページをお願いいたします。歳出になります。主なものを申し上げます。1款1項1目議会費42万2,000円の減は、昨年5月の組合議員の交代により報酬及び期末手当の支給総額が減ったことによるものです。

2款1項1目一般管理費14万円の減は、7節報償費で1万円の増、これは通算勤続年数が10年以上となる議員さん1名へ、本組合の表彰規定に基づき贈呈する記念品代です。

18節負担金補助及び交付金は15万円の減で、川島町芝沼及び小見野地区の荒川荘利用者の利用実績見込みによるものです。当初予算では1人当たり500円で、延べ500人を見込んでいましたが、これを200人とするものです。

2目財政調整基金費412万2,000円の増は、財政調整基金への積立てを増額するものです。

7 ページをお願いします。3款1項2目塵芥処理費4,091万円の減は、10節需用費で4,350万円の減です。このうち消耗品費では消耗した施設の部品の購入等により500万円の増となったものの、光熱水費の中の電気料では価格の大幅な変動を踏まえ1億6,479万円を計上しておりましたが、実績見込みにより6,000万円を減額するものです。また、薬剤費についても薬品の在庫の関係などから300万円を減額いたします。

一方、修繕料では、施設の老朽化、経年劣化に伴う突発的な修繕に充てるため1,500万円を増するものです。

12節委託料は259万円の増です。このうち運転管理業務委託料、焼却炉等定期点検整備委託料、環境調査業務委託料は、額の確定見込みにより減となったものの、焼却灰等中間処理委託料は、搬出量の実績見込みにより550万円の増としました。

3目建設推進費は741万6,000円の減です。

12節委託料のうち、ごみ処理施設等整備基本計画策定業務委託料320万円の減は、令和5年度及び6年度の2か年度で策定予定の基本計画の令和5年度委託料の額の確定見込みによるものです。また、生活環境影響調査業務委託料の減は、当該調査の実施期間を令和5年度から3年間で予定し、そのうち令和5年度分の委託料として400万円を計上しておりましたが、令和5年度の業務が、主に現地踏査と調査の準備となり、調査の実績が出るのは来年度以降となることから、それらの実績に合わせた委託料の支払いを令和6年度以降にしたいことから、令和5年度に計上した当該業務に係る委託料を皆減するものです。貸切バス運行業務委託料の減は、年度末に第2期建設検討委員会での先進地視察を予定しておりましたが、スケジュールの関係から視察研修の時期を見直すことによるものです。

なお、この視察研修は令和6年度で実施できるよう検討します。

以上が第1表、歳入歳出予算補正の概要です。

なお、この補正後の財政調整基金残高は6,821万3,000円です。施設整備基金残高は13億5,164万円となります。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑のある方。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 議案第3号の一般会計補正予算の4号の最後の7ページのところの塵芥処理費のところの12節委託料です。運転管理の委託料が187万円減額になっています。カンエイメンテナンスに依頼をするようになっていて、新年度予算の中でも前年度と比べても少ない金額、減額なのですけれども、それは何ゆえに減額になったのかをお尋ねをします。

○金子雄一議長 1点だけですか。

○5番 竹田悦子議員 はい。この1点だけです。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

塵芥処理費の12節委託料のうち運転管理業務委託料の減につきましては、これは入札により確定いたしました金額に対する減になります。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 入札の結果、これは相手方がいることですからそうなったと思うのですけれども、私が一番心配をするのは、運転管理業務委託は、先ほど新年度予算の中で3年でカンエイメンテナンスに依頼をするということがありまして、一番は今物価高騰です。そこで働く人たちの物

価高騰の中で、給料がその物価高騰に見合った給料にしているのか。カンエイメンテナンスがやっていることなので難しいとは思いますが、やはり組んだ予算はそういう委託料として金額を増やしているわけだから、入札の結果、減額になるということは、そこで働く人の給料はどのくらいだろうという、ちょっと心配があるものですから、あえて聞かせていただきたいと思うのですが、その点ではカンエイメンテナンスとの業務委託をして、入札の結果だからそれはそれかもしれないのだけれども、実際にそこの働く人たちの環境整備という点ではどうなのかというのを、もし話す機会があったら、そういうものがあればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 このカンエイメンテナンスの社員の方の給料に関するご質問ですが、この入札に関しましては、委託業務の内容全体でその札を入れていただきますので、全て会社のほうの積算によって契約がなされるということになると思います。その個々の内容につきましては、それぞれの会社のことでありますので、こちらからそれを詳しくお聞きすることはしておりませんし、またできないと思います。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑ございますか。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 10番、湯沢美恵。歳入のところの諸収入の雑入で、有価物の売却収入につきまして、補正前の635万円に対して600万円の補正額が含まれています。かなり大きな金額を補正したのですが、当初見込んでいたのよりも大きな金額を補正するに至った何か特別な理由があったのかどうかについてお聞かせください。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 雑入のほうがほぼ倍増しているということについての中身ですが、これは金属類、具体的にはシュレッダー鉄、あるいはコード線類、アルミニウムの単価の当初これを積算したときの見積りの段階から、実際に取引をする段階になりましたらこれが大幅に上昇をいたしました。こういったことが原因で収入が倍増になったという状況でございます。

ちなみに、その金額を申し上げますと、シュレッダー鉄の当初の見積額、トン当たり2万6,500円でありました。これが実際取引をする段階になりましたら4万5,000円になりました。これは最高額です。それから、コード線類についてもトン当たり15万円であったものが25万円、アルミニウムについてもトン当たり7万円であったものが15万円になっています。このような状況からこの補正となっております。

以上です。

○金子雄一議長 湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 そうしますと、それぞれの単価が上がったということが理由だということだとしますと、有価物については多少の上下みたいなのはありますけれども、大きく物が増えたということではなくて、あくまでも大体前年と同じぐらいの分量で単価だけが上がったという理由でよろしいのでしょうか。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 今お話をいただきましたとおりでございます。当然分量についても多少のそれは増減がありますけれども、大きく影響を及ぼしたのは今説明をした内容でございます。

○金子雄一議長 湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 分かりました。かなりシュレッダー鉄やアルミ等については倍近い金額にも上がっているというようなお説明いただきましたけれども、それは近年同じような傾向にあるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 新年度予算を編成するに当たっても、この単価についてはいろいろと積算の段階で協議をいたしました。非常に不安定な部分がありまして、どうしても、乱高下という言い方がいいかどうか分かりませんが、上下する変動がありますので、やはり安全側で計上するというふうなことでございます。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑はありませんか。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番、桜井です。まず、歳入なのですけれども、清掃施設手数料300万円の減なのですけれども、その内訳です。事業系の一廃の分なのかそれとも産廃の分なのか、どういったものが減の要因になっているのかご説明をお願いします。

それから、7ページなのですけれども、修繕料です。1,500万円の増額をされています。これは当初予算では修繕料8,000万円で、財源としては全て施設整備基金繰入金で対応するということが8,000万円を繰り入れるということになっておりまして、今回修繕料1,500万円の増額補正をするのですけれども、施設整備費の繰入金は3,000万円の減ということです。先ほど補正後の繰入金や基金の残高の説明がありましたけれども、財調の残高は6,800万円しかないのです。一方で、施設整備のほうは今後大きな施設整備が控えておりまして13億円。解体もしなければいけないですね、13億円あるとはいえ。バランスとしてはやっぱり令和5年度、令和6年度、修繕料については基金で対応しようというお話をしたのではなかったのかなと思って、なぜここに関して基金繰入金3,000万円の減をしているのか、説明をお願いします。

それから、もう一点、建設推進費の生活環境影響調査です。これについては400万円を計上していたのだけれども、今年度に関しては支払いをするものがないということで、全額減にするという

ことで理解はしたのですけれども、それでも事業を実施するという事は予算が必要で、それに対しては債務負担行為を年度当初に設定しているのです、その中でできるということだったので、債務負担行為の額と申しますか生活環境影響調査の委託料総額、今後、来年度以降も含めての総額としては変わりはないと。あくまでも支払いの年度が変わるということだけで理解してよろしいのでしょうか。

以上3点お願いします。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、3点ご質問をいただきました。

まず、1点目でありますけれども、清掃手数料、これの300万円の減額について、この内容でございますけれども、これを5年度の12月までの売上げの状況、これを月別に確認をいたしました。そうしましたら、多少の増減はありますが、1か月当たり約1,200万円となっています。これを年換算しますと約1億4,400万円ですので、予算と比較をして100万円の余裕しかないという状況になりましたので、歳入不足にならないように、こういう形で今回補正減をお願いしたものでございます。

それから、2点目の施設整備基金の関係ですけれども、これを3,000万円戻したということについてですけれども、この基金の主な目的と申しますか一番大きな目的は、この施設を解体するための費用としてこれをストックしたと。基金としてこういう形で処理したというふうなことでございます。目的に沿って使用しますから、今回のような使用の仕方もできるのですけれども、最終的にはこの施設を壊すために使うということが主な目的になっていますので、それに向けて今回は3,000万円戻すことができましたので、こういう形で対応させていただきました。

それから、最後の生活環境影響調査の関係の400万円について、総額に変わりはないのかということでもありますけれども、先日入札をいたしまして、これは競争原理が働いたというふうな認識も持っているのですけれども、相当の減額になっています。これについては、債務負担行為については枠の範囲の中ですので、特に調整をする必要はないと思っておりますけれども、減額になったという事実はございます。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第11、議案第4号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算を議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

質疑はありませんか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 歳出の11ページであります。大間処分場の施設ですけれども、これは塵芥処理費の12節と、それから13節と21節のところに、それぞれ大間最終処分場に関わる数字が出されています。それで、一番は使用料及び賃貸料の金額が減っている。そして、補償、補填及び賠償金でも減っているにもかかわらず、委託料のほうでは水質のところが増えていっているのです。ですから、この関係はどうなっているのか。面積は減っていると思うのですけれども、処分場の水処理施設の維持管理費が増えているというところは、前年度よりまた増えているのです。これは何ゆえにこうした数字になるのかをまずお尋ねをしたいと思います。

それから、あと先ほどの12ページのところの建設推進費の中の7節の報償費です。建設検討委員会の謝金、専門性のある方に来ていただいてアドバイスを受けるための10万5,000円と、所有者不明土地に関わる弁護士等の謝金で180万円になっています。弁護士を依頼するということは、非常に高い金額にはなると思うのですけれども、この180万円の歳出根拠、先ほど具体的な土地があったというふうに説明がありましたけれども、180万円の根拠についてお尋ねをします。

それと、あと併せて歳入のほうで国からの支出金で、国庫支出金、衛生費国庫補助の循環型社会形成推進交付金、その内訳はどこにあるかというところ、21ページのところに、それぞれ1,073万円の根拠がここに示されていますけれども、このごみ処理施設等整備基本計画策定事業費と生活環境影

響調査の部分だけですけれども、例えば土地を測量する部分なども国からの補助の対象にならないのかということも含めてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、3点ご質問をいただきました。

まず、大間処分場の関係ですけれども、フロートバイオシステムの関係を含める管理業務、これのまず金額が増になっている関係は、これは見積りを徴取いたしましたところ、やはり人件費等の上昇を踏まえて若干金額が増になったということでございます。

それからあと、土地の関係についてですけれども、これは金額が減っているのは先ほど説明を申し上げました。土地の面積が減っているのですけれども、面積が減ったことに連動して管理の面積も減るということではありません。これは、個人所有の土地が減っていますので、その個人所有の分だけは、これは賃借料がかかりますので、その分を計上していますが、国のほうの土地も依然そこにありますので、それについては無償で、要するに使用貸借というふうな形になっているので、この使用料やそれに連動する補償料に関しては減になっていますけれども、実際の管理する内容は変わっていませんので、その管理に対する費用は、今申し上げた形で若干の増になっております。

それから、12ページの報償費の関係ですけれども、この弁護士等謝金の内訳ですけれども、これは弁護士事務所に見積りを依頼いたしました。その結果として、50万円が着手金、それから50万円が報酬、30万円が実費ということで、弁護士に対しては130万円、それから裁判所が指定する管理人に対しても費用が必要になります。これに対しては50万円ということで数字が出ております。ただし、これは事務の内容によって、あるいはお願いする期間によって相当変動してくるというふうなことも考えられます。そういった面では、安全側を見た形での金額というふうに捉えております。

それから、最後の補助金の関係についてですが、これの対象となっていますのは、今お話をいただきました基本計画とそれから生活環境影響調査、今まさにご指摘をいただきました測量の関係もこの対象になっておりまして、この金額については含まれております。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 再質問を行います。

12ページのところで、弁護士の事務所に試算をしていただいたということですが、この中部環境保全組合では顧問弁護士がいらっしゃるのですよね。顧問弁護士に依頼をしたその数字ということの解釈でいいのかどうか、それを確認したいと思います。弁護士の報酬というの、基本的には今は全く自由になったのですよね。以前はいろいろ規定があったみたいですが、弁護士の報酬との関係で、どういうふうに、顧問の弁護士に依頼したのか、それともまた別のところに依頼して

その数字になったのかということをちょっと確認をしたいと思います。

それからあと、国からの補助金との関係でちょっと確認をさせてください。収入で歳入のところで1,073万円で、その根拠は21ページにあるのですけれども、先ほど測量も入っているというふうにおっしゃいましたよね。入っているというふうなことであれば、21ページの国からの補助金、明細のところでは国からの補助金は638万円と435万5,000円で1,073万5,000円になるので、その点からいうとちょっと違うのではないかというふうに私は受け止めたのですが、どうしてなのでしょう、お尋ねをします。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 まず、1点目の報償費を見積もったところについてですが、すみません、これ説明不足で申し訳ありませんでした。顧問弁護士に見積りを依頼しました。

それから、2点目の関係ですが、これはこの金額の合計ということになりますけれども、基本的に今年の予算の中でも金額を計上しています。これは国庫補助事業の収入を見込んでいます。それについては、今年はその分で生活環境影響調査の分は支出しませんので、400万円皆減しましたから。その分は年度間調整といいまして、来年度にそれを回すことができます。そういうことを調整しながら測量の部分を入れるとこの金額になるということなので、すみません、言葉でちょっと詳しく説明はあれなのですが、基本的にはまず今年の中で支出できなかった分を来年度に回すということ、それから来年度の金額にその分を足して、それとあとは測量の分が新規になりますので、それを足した金額がこの計上した金額ということになります。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 今の説明は債務負担行為でやっていますので、2,300万円、本年度にも2,300万円は計上したのですよね。それとあわせて、測量は今年度やっていませんけれども、来年度の中では測量調査で1,100万円、それで生活環境影響調査で825万円でやっているわけで、何か1,073万円の根拠というのは、2,300万円で、それとあと生活環境影響調査で出しているわけだから、明確な根拠があるような説明をしていただかないと、ちょっと違うのかなというふうに思うものですから、そこら辺は、そうしたら何のための21ページの数字なのかということがちょっと分かりませんので、もう一度すみません、もう少し正確にきちんとご説明をお願いします。

〔すみません、暫時休憩させてもらえますか〕という人あり〕

○金子雄一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時10分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 大変失礼いたしました。確認をいたしました。

まず、この21ページの表を見ていただきましたけれども、これは債務負担行為に関する枠をとっているという表ですので、これと実際の金額は違います。実際金額の補助対象額、要するに全体の額を申し上げます。基本計画が1,914万円です。生活環境影響調査が825万円です。測量調査業務が1,100万円です。これを合計しますと3,839万円になります。その3分の1が補助金ですので、これを3分の1にしますと1,279万円です。先ほども申し上げましたが、今年度補助金としていただく予定の額で使い切れない分、これは来年度に回して使っていいですよという決まりがありますので、これを次年度に回します。この部分が206万円です。そうすると、1,279万円のうち既に206万円はもう予定されてしまっているのです、その分を差し引きますと1,073万円になります。

以上です。

○金子雄一議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 10番、湯沢美恵です。歳入のところの諸収入、衛生費受託事業収入についてお聞きしたいと思います。

今年度は前年と比べますと40万円の減となっています。先ほど説明いただいて、家庭系と事業系ごみを合わせて4,600トンという見込みの数量で計算されたというふうに説明されたのですが、昨年度も同じく4,600トンという説明をいただいた記憶がございます。トン数が同じであるにもかかわらず金額が40万円違うというのは、単価か何かが変わったのでしょうか。その辺りについて説明ください。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 今のご質問の関係、家庭系のごみと、それから事業系ごみのトータルでこの金額を算出します。この家庭系のごみと事業系のごみの比率が変わりましたので、その関係で金額が変わったというふうな状況でございます。

以上です。

○金子雄一議長 湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 そうしますと、事業系のごみについては200トン、家庭系のごみが4,400トン、昨年度は逆に事業系400トンで家庭系が4,200トンという説明をいただいたと思いますけれども、それぞれ比率が違うと金額も変わるということであれば、単価が違うという理解でよろしければ、その単価について説明していただければと思います。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 家庭系のごみのトン当たりの単価ですが、2万3,000円、事業系が2万5,000円でございます。

○金子雄一議長 ほかに質疑はありませんか。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番、桜井卓です。何点かお伺いします。

まず、歳入です。歳入の負担金ですが、今年度は5億9,448万6,000円ということで、令和5年度の当初予算では4億8,000万円、これが長らく負担金のベースにあって、それに建設推進費の分で7,171万2,000円、これを加えたものが負担金合計だったというふうに記憶しております。ただ、物価高騰だったりとか修繕費の増があるということで、負担金のほうも見直さなければいけないのではないのというお話をさせていただいておまして、今年度を見ますと建設推進費が9,521万6,000円、それ以外の分で4億9,927万円というような形になっているのですけれども、この負担金、具体的にどのような形で今回設定したのか、その積算といいますか、根拠について説明を求めます。

それから、2点目は歳出のほうです。歳出、9ページの一番上です。広報紙配布業務、北本市の分として北本市がこれまで自治会に委託していたものがシルバー人材にお願いするようになるということで、これに伴ってこちらでも配布業務委託料が出てきたかなと思うのですけれども、こちらについても北本市と同じようにシルバーに委託をするのか、それとも違う形でこれは計上されているのか説明を求めます。

それから、10ページの塵芥処理費の中の修繕料です。大事な部分なので、先ほど細部説明いただいたところなのですけれども、もう一度この場でこの修繕料の中身について、具体的に増えたものがあるのか説明を求めます。

それから、12ページの需用費の中の印刷製本費です。これに関しては前年度は1号補正で80万円程度の広報を計上していたかと思えます。実際に建設事業が今どういうふうに進んでいるかということを広報していたかと思うのですけれども、令和6年度は10万円ということでかなり少なくなっているのですけれども、なぜこれほどまでに金額が少なくなってしまったのか説明をお願いします。

それから、生活環境影響調査について、先ほど債務負担行為の6,700万円というのは、あくまで限度額なので確認していないということなのなのですけれども、実際にはこれが幾らになっているのか。令和6年度については825万円だったけれども、総額としては幾らなのかという説明を求めます。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、まず負担金の関係からご説明させていただきます。4億8,000万円の全体額で、プラス新設分ということで負担金をお願いしていた関係がありますが、ここで修繕料

が非常に増額したことによって、またその増額分の補填をどうするかという協議をいたしました。その中では、この4億8,000万円を固定して、残りをその基金で対応するというふうな考えもありましたけれども、また今年度予算として8,000万円を出しましたので、その8,000万円と同額を出させていただいて、残りの部分については負担金で対応させていただくというふうな協議もさせていただきました。この施設整備基金の、先ほども申し上げましたが、主な目的は、この施設の除却にありますので、今回8,000万円ということで金額を固定し、その残りの部分は負担金でお願いするというふうな形を選択しております。

それから、広報紙の60万円の関係ですが、これは同じようにシルバーに委託するというところでございますけれども、これは北本市の方式に倣って対応するということになります。

それから、修繕料についてももう一度説明をということでございますので、説明をさせていただきます。修繕料は1億1,950万円で、前年度比3,950万円の増です。主なものとしては2号炉、3号炉耐火物修繕、ごみクレーンバケット修繕、蒸気式空気予熱器修繕、非常用発電機修繕となり、全体では13項目の修繕を実施する計画です。また、このうち修繕計画に位置づけられたものは、2号炉、3号炉耐火物修繕と蒸気式空気予熱器修繕の2件で、このほか不測の事態に備え1,000万円を計上しております。このように説明をさせていただきました。

それから、印刷製本費の関係の10万円ですが、前は80万円ということで額が非常に少ないという状況でございますが、この80万円を計上した主な理由は、説明会を実施するに当たりまして冊子を発行いたしましたので、その関係の費用が大半でございます。先ほど予算説明の中で、あるいは一般質問の答弁の中で申し上げましたけれども、現段階ではまだ具体的に説明会の関係等が決定しておりません。ただ、これは開催する方向でこれから検討していくというふうな考え方でおりますので、その辺の時期が、あるいは内容が具体化した段階でまた議会のほうにお願いしようというふうに思っております。

それから、生活環境影響調査の中身についてでございますが、これは入札の結果、この業務の総額、業務委託料は1,306万5,800円というふうになりました。当初見積もっていた金額よりも大幅に少ない金額での落札となっております。

以上です。

○金子雄一議長 桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 ありがとうございます。大体分かったのですけれども、最初の負担金の考え方です。修繕料のうち8,000万円に関しては基金のほう、残りに関しては負担金として求めるということで考えたということなのですけれども、だとすると修繕料、10ページの一番下ですけれども、1億1,950万円ということで、8,000万円施設整備基金から充てますと残りが3,950万円になるかと思いますが、ただ負担金のほうは4億8,000万円から建設推進費を除いた分、建設推進費を除くと4億8,000万から4億9,927万にしか増えていないのかなと思うのですけれども、何か私のほうで計

算違いしたのか、もう少しその説明をお願いしたいのです。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 国庫補助分が考慮されておりますので、その関係はございます。

○金子雄一議長 ほかにございますか。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 すみません、2点だけ伺いたいと思います。

12ページになりますけれども、建設検討委員会だったかと思うのですが、視察ということで予定をされている。先ほど令和5年度の補正でも説明がありまして、時期を見直すと。令和6年度中に行いたいというようなご説明がありましたけれども、これスケジュールが変わっていたら申し訳ないのですけれども、住民説明会の報告書の中にとじられていた第2期の協議事項のスケジュールの中では、視察予定が令和6年4月下旬頃というふうになっています。その関係から、視察の場所ですとか、どういうものを見に行きたいとかという目的みたいなものが事務局案として今の段階であるのかどうかを伺いたいと思います。

13ページなのですが、負担金、補助及び交付金、18節のところ、新たなごみ処理施設の地元協議会の関係で伺いたいと思うのですけれども、5月の定例会のときに質疑で伺ったときに、委員のメンバーについては環境衛生委員さんですとかPTAの関係の方も入られる予定だというご答弁をいただいているのですけれども、この年度替わりという中で、委員の交代があるのかどうか、その辺ちょっと伺えればと思うのですけれども、お願いします。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 2点ご質問をいただきました。まず、研修の関係ですけれども、現時点でその場所が予定されているのかということですが、これの研修につきましては、この委員会で中間答申がなされた後に、その施設の機能であるとか、あるいはごみ処理の方式などについて、その骨格になる部分が示される形になります。それが示されたその内容を踏まえて、その示された施設に類似しているような施設を視察していきたいというふうに考えております。現段階ではまだ中間答申、これからですので、それを出していただいた段階で、今のようなコンセプトでその視察場所は検討していきたいというふうに考えています。

それから、委員の交代についてですけれども、委員の任期は2年間をお願いをしていますけれども、選出母体で役員等の交代があった場合などは、これは任期の途中で交代していく場合もございます。

以上です。

○金子雄一議長 杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 初めに、視察研修の関係なのですけれども、中間答申で示されたものに類似した施設を視察に行くというお話だったのですが、確認の意味でという形で類似した施設を見に

行くのだというふうに思うのですけれども、これから協議事項もまだまだ、12月ぐらいまでですか、協議が続く予定になっています。視察というとそれを参考にいろいろ協議をしたり議論をしてもらったりというようなイメージが私の中にありましたものですから、あえて確認の意味で聞かせていただきました。内容については分かりましたので、了解しました。

委員の交代はあり得るというお話だったのですけれども、例えば交代した場合、初めてその地元協議会に委員さんが入られて議論に加わっていくわけなのですけれども、そういった場合の委員さんが意見を言いやすい工夫というのは何かされているのでしょうか。また、最初から入っている方と途中から入られた方と、その情報というかその内容がよく分かっている方と分かっている方と分からない方というのがどうしても出てしまうと思うのですけれども、それはそれぞれ交代した方々で引継ぎをされるのか、フォローは事務局側で何か考えていらっしゃるのか、その辺だけ伺えればと思います。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 委員さんが意見を言いやすい状況ということですが、まず途中の交代をされるような状況が出た場合には、事務局のほうからも今までの経過や説明、いろいろ協議をしてきた内容については、あらかじめ説明をさせていただいて、それで協議会のほうには臨んでいただくような形にしていきたいと思っています。

それから、普段の会議の中では、これは当然のことなのでしょうけれども、できるだけ分かりやすい資料の作成に努めるということはもちろんですし、会員の中でも積極的にご意見をいただけるよう働きかけをするなどしていきたいと思っています。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の件

○金子雄一議長 日程第12、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

芝寄議会運営委員長から、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査といたしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。芝寄議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○金子雄一議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

本議会に提案申し上げました議案につきましては、慎重審議をいただき、原案のとおり承認、可決をいただき、誠にありがとうございました。

当センターは40年が経過をしようとしておりますけれども、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転をさせていただいており、深く感謝を申し上げる次第でございます。

現在、当組合におきましては、新たなごみ処理施設の建設に関わる事務を進めておりますが、ごみ処理業務は住民生活に直結する重要な業務でございます。新施設が完成するまでの間、当センターを適切に維持していかなければなりませんので、今後も種々の保守点検整備等を実施し、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

結びに、議員各位の今後のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○金子雄一議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○金子雄一議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和6年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

(午後 零時33分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月14日

議 長 金 子 雄 一

署 名 議 員 岡 村 有 正

署 名 議 員 湯 沢 美 恵

署 名 議 員 秋 山 真 美